フルサト・マルカホールディングス株式会社

定款

２０２２年3月３０日改正

フルサト・マルカホールディングス株式会社定款

第一章 総 則

第1条　（商 号）

当会社は、フルサト・マルカホールディングス株式会社と称し、英文ではMARUKA FURUSATO Corporationと表示する。

第2条　（目 的）

当会社は次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、およびこれに関連または付帯する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の国内販売、輸出入貿易、リース、代理、仲介、古物売買の事業
   1-1 建築用資材
   1-2 金属加工機械、工作機械器具、同工具、油圧空圧機器、動力伝導装置、包装荷造機械、製缶機械、プラスチック加工機械、繊維機械、食料品加工機械、食品冷凍・冷蔵装置、ベアリング、搬送機器、同装置、自動立体倉庫、産業用ロボット、公害防止機器、溶接機械、工業炉
   1-3 土木建設機械、基礎工事用機械、荷役運搬機械、鉱山機械、採石機械、車両、船舶、発電機、電動機、立体駐車装置
   1-4 計量器、測定測量機器、試験器、医療用機械器具、精密機器
   1-5 自動車、二輪車、輸送用車両、その他輸送用機器ならびにその部品
   1-6 食料品、飲料品ならびにその原料、飼料、肥料、農水産物およびその加工品
   1-7 衣料品、寝具、家具、家庭用電気機械器具、住宅設備機器、コンピューター機器、通信機器、日用雑貨、スポーツ用品
   1-8 消防用設備機器、セキュリティシステム機器、電気・電子制御機器､電気機械器具、事務用機械器具
2. 前各号に関連する機械の設計および設置工事の請負、監理、賃貸、保守、管理、修理業
3. 建築用部材の製造
4. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業およびそれらの代理業、倉庫業ならびに通関業
5. 電気通信事業法に基づく電気通信事業ならびに電気通信回線の販売および加入契約に関する媒介代理業
6. 有価証券の保有および運用
7. 不動産の賃貸借、売買、管理およびその仲介業ならびに建築工事の設計・監理および請負業

8. 次の各号に関する工事
   (1) とび・土工工事業
   (2) 鋼構造物工事業
   (3) 管工事業
9. 建築工事、機械器具設置工事および建具工事の設計、施工、管理、請負
10. 塗装工事の設計、施工、管理、請負
11. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売に関する事業
12. 建物の保安および清掃管理
13. 印刷機械の冷却循環装置および印刷機械周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入業
14. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング
    その他ソフトウエアの企画、取得、保全、利用および販売業
15. 損害保険代理店業
16. 生命保険の募集業務
17. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条　（本店の所在地）
当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条　（機 関）
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

第5条　（公告方法）
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

第6条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条　（自己株式の取得）
当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等によ

り自己の株式を取得することができる。

第8条　（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条　（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利

第10条　（単元未満株式の買増請求）

1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求（以下「買増請求」という。）することができる。
2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条　（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第12条　（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第三章 株主総会

第13条　（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会

は、必要あるときに随時招集する。

第14条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条　（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条　（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条　（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役および取締役会

第19条　（員 数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条　（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有

する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条　（任 期）
1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条　（代表取締役および役付取締役）
1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

第23条　（取締役会の招集権者および議長）
1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条　（取締役会の招集通知）
1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条　（取締役会規則）
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条　（取締役会の決議方法）
1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものと

みなす。

第27条　（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第28条　（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査役および監査役会

第29条　（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条　（監査役の選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第31条　（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第32条　（常勤の監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

第33条　（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条　（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第35条　（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条　（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章　会計監査人

第37条　（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条　（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条　（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計 算

第40条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第41条　（期末配当および基準日）

当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年12月31日を基準日として期末配当をすることができる。

第42条　（中間配当および基準日）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条　（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息を付けない。

附則

第1条　（電子提供措置等に関する経過措置）

1. 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から６ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（参考）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日以降効力が生ずる、変更案第 16 条（電子提供措置等）は以下のとおりとなります。

第16条　（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。